

わがまち特例一覧表(一部抜粋)

対象資産	根拠法令	取得時期	適用期間	特例率
家庭的保育事業	地方税法第 349 条の 3 第 27 項 和歌山市税条例第 62 条第 12 項	-	-	1/2
居宅訪問型保育事業	地方税法第 349 条の 3 第 28 項 和歌山市税条例第 62 条第 13 項	-	-	1/2
事業所内保育事業	地方税法第 349 条の 3 第 29 項 和歌山市税条例第 62 条第 14 項	-	-	1/2
公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号 和歌山市税条例附則第 6 条第 2 項第 1 号	R8.4.1～ R10.3.31	-	1/2
公共の危害防止施設等 下水道除害施設	地方税法附則第 15 条第 2 項第 5 号 和歌山市税条例附則第 6 条第 2 項第 5 号	R8.4.1 ～ R10.3.31	-	3/4
都市再生における公共施設等	地方税法附則第 15 条第 13 項 和歌山市税条例附則第 6 条第 11 項	R5.4.1～ R11.3.31	5 年間	3/5
都市再生における公共施設等 (特定都市再生緊急整備地域)	地方税法附則第 15 条第 13 項 和歌山市税条例附則第 6 条第 11 項	R5.4.1～ R11.3.31	5 年間	1/2
津波対策に資する港湾施設等	地方税法附則第 15 条第 20 項 和歌山市税条例附則第 6 条第 15 項	H28.4.1～ R10.3.31	4 年間	1/2
再生可能エネルギー発電設備 (ペロブスカイト太陽電池)	地方税法附則第 15 条第 24 項第 1 号 和歌山市税条例附則第 6 条第 19 項第 1 号	R8.4.1～ R11.3.31	3 年間	1/3
再生可能エネルギー発電設備 (洋上風力・再エネ海域利用法)	地方税法附則第 15 条第 24 項第 2 号 和歌山市税条例附則第 6 条第 19 項第 3 号	R8.4.1～ R11.3.31	3 年間	3/5
再生可能エネルギー発電設備 (洋上風力・港湾法)	地方税法附則第 15 条第 24 項第 3 号 和歌山市税条例附則第 6 条第 19 項第 4 号	R8.4.1～ R11.3.31	3 年間	2/3
再生可能エネルギー発電設備 (温対法・農山漁村再エネ法)	地方税法附則第 15 条第 24 項第 3 号 和歌山市税条例附則第 6 条第 19 項第 4 号	R8.4.1～ R11.3.31	3 年間	2/3
再生可能エネルギー発電設備 (水力 5,000kW 未満)	地方税法附則第 15 条第 24 項第 1 号 和歌山市税条例附則第 6 条第 19 項第 1 号	R8.4.1～ R11.3.31	3 年間	1/2
再生可能エネルギー発電設備 (水力 5,000kW 以上)	地方税法附則第 15 条第 24 項第 4 号 和歌山市税条例附則第 6 条第 19 項第 5 号	R8.4.1～ R11.3.31	3 年間	3/4
再生可能エネルギー発電設備 (地熱 1,000kW 未満)	地方税法附則第 15 条第 24 項第 3 号 和歌山市税条例附則第 6 条第 19 項第 4 号	R8.4.1～ R11.3.31	3 年間	2/3
再生可能エネルギー発電設備 (地熱 1,000kW 以上)	地方税法附則第 15 条第 24 項第 1 号 和歌山市税条例附則第 6 条第 19 項第 1 号	R8.4.1～ R11.3.31	3 年間	1/2
再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス 10,000kW 未満)	地方税法附則第 15 条第 24 項第 1 号 和歌山市税条例附則第 6 条第 19 項第 1 号	R8.4.1～ R11.3.31	3 年間	1/2
再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス 10,000kW 以上 20,000kW 未満)	旧地方税法附則第 15 条第 25 項第 1 号 旧和歌山市税条例附則第 6 条第 19 項第 1 号	R6.4.1～ R8.3.31	3 年間	2/3
再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス 木竹等 10,000kW 以上 20,000kW 未満)	旧地方税法附則第 15 条第 25 項第 2 号 旧和歌山市税条例附則第 6 条第 19 項第 2 号	R6.4.1～ R8.3.31	3 年間	6/7
一体型滞在快適性等向上事業	地方税法附則第 15 条第 36 項 和歌山市税条例附則第 6 条第 28 項	R6.4.1～ R10.3.31	5 年間	1/2